

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	執行機関名 愛川町教育委員会
2. 都道府県名	神奈川県	
3. 市区町村名	愛川町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)	知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/soumu/gyousei/gyousei/info/mynumber/1451018508112.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第7項 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	愛川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務処理要領第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要領は、愛川町立小・中学校における要保護及び準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の支給に関して必要な事務処理の方法を定め、 <u>就学援助の適正な執行と円滑な運営</u> を図るものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		愛川町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務処理要領(昭和55年4月1日施行)